

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
こども未来部こども保健福祉課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 平成26年12月19日から平成27年 1月19日まで
- 4 監査期間 平成27年 1月20日
- 5 監査対象年度 平成25年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査方法 公の施設の指定管理者に対して、公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。
また、所管所属に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
代 表 者	会長 伊藤 八峯
住 所	四日市市諏訪町2番2号

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市母子福祉センター (平成26年10月1日に四日市市母子・父子福祉センターに改正)		
所 在 地	四日市市諏訪町2番2号	設置年月	平成2年8月
指定管理期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日		
指定管理料	4,300,000円(平成25年度)		
指定管理に係る収支状況	収 入	4,300,000円	
	支 出	4,247,163円	
	収 支	52,837円	
利 用 実 績	年間利用者数 平成23年度 1,316人 平成24年度 1,311人(前年度比 5人減) 平成25年度 1,249人(前年度比 62人減)		

3 指定管理の業務範囲

- ア 使用許可、使用許可の制限、取消し等に関すること。

イ センターの施設・附属設備等の維持管理に関すること。

ウ その他、センターの運営に関すること。

4 収支状況

単位：円

項目	実施計画(a)	実績額(b)	比較増減(b)-(a)
利用料金収入	0	0	0
指定管理料	4,300,000	4,300,000	0
法人からの繰入	161,000	0	161,000
収入計	4,461,000	4,300,000	161,000
人件費	3,729,000	3,694,823	34,177
管理費	201,000	81,840	119,160
消耗品費	140,000	63,000	77,000
燃料費	0	0	0
印刷製本費	20,000	0	20,000
光熱水費	0	0	0
修繕料	20,000	0	20,000
通信運搬費	10,000	10,800	800
広告料	0	0	0
手数料	0	0	0
保険料	0	0	0
委託料	0	0	0
賃借料	0	0	0
その他	11,000	8,040	2,960
事業費(ソト事業等)	531,000	470,500	60,500
一般管理費	0	0	0
支出計	4,461,000	4,247,163	213,837
収支	0	52,837	52,837

第3 監査の結果

四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者社会福祉法人四日市市社会福祉協議会における出納及びその他関連する事務並びに所管所属の指定管理者に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

特になし

【こども未来部こども保健福祉課】

特になし

2 意見

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

(1) 協定書に基づく業務の履行について

ア 施設の利用許可の手続きについて、施設の目的に合った利用かどうか検討すべき事例が見受けられた。目的外使用であれば、基本協定書第11条第1項第1号に基づく手続きを行うこと。 【改善事項】

イ 仕様書の事業の実施に関する項目において、母子寡婦福祉会支援と自立の促進が掲げられている。実質的な自立を目指すため、その支援のあり方や自立の目標を明確にすること。 【要望事項】

(2) 事業計画書、事業報告書について

ア 事業計画書について、パソコン講座を除いては具体的な内容が記載されていない。事業内容、収支予算を具体的に記載するよう改めること。 【改善事項】

イ 事業報告書には、事業報告や収支決算、利用者アンケートの結果が記載されていたが、職員の研修計画に対する実績報告は記載がなかった。事業計画と実績が突合できる事業報告書となるよう改めること。 【改善事項】

(3) 物品管理について

物品等について、貸与備品と指定管理者所有のものを区分するため、見やすい場所に所有者の表示をすること。 【改善事項】

(4) 利用者数について

過去3年間の状況において、講座・サークルの活動回数は増えているものの、相談件数や利用者数は減少傾向にある。相談しやすい環境づくりなど利用しやすくなるよう工夫すること。また、PRをさらに充実させ、利用者の増加に向けた取り組みに努めること。 【要望事項】

(5) 相談業務について

相談者に対応するためには、相談員は母子福祉等に係る経験や専門性を有していることが必要である。研修を充実させて、相談員の能力向上を図り、母子・父子福祉センターの質の向上につなげること。 【改善事項】

【こども未来部こども保健福祉課】

(1) 協定書・仕様書について

ア 仕様書の施設・設備等に関する保守管理において、施設修繕についての明確な記載がなかった。協定書・仕様書の内容に不備がないか、業務内容が明確になっているかなど、内容を精査すること。【改善事項】

イ 基本協定書第25条（備品等の貸与）に基づく管理物件一覧表において、協定締結の数年後に数量の修正や廃棄済みの表示を原本に加筆していた事例が見受けられた。適切な書類の保存を行うこと。また、協定締結以後の貸与備品の変動については、履歴を残すとともに更新した管理物件一覧表を年度協定書に添付し、貸与備品の管理を徹底すること。【改善事項】

(2) 委託業務の履行確認について

ア 仕様書において、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うことができるものとして記載されているが、各種帳簿等の実査がされていなかった。協定書・仕様書に基づき実査マニュアルやチェックリストを作成し、毎月の業務報告書や支出の内容等について実査を行い、その記録を文書にして残すこと。【改善事項】

イ 基本協定書第25条（備品等の貸与）に基づく貸与備品の実査は行われていたが、指定管理者立会いの下、実査を行い、実査記録には指定管理者立会者の氏名・押印したものを記録として残すこと。【改善事項】

(3) 指定管理者への指導監督について

ア 指定管理業務が協定書や事業計画に基づいて行われているか、定期的に月次報告書等について書面と現場での確認を行うこと。また、不定期に業務の実施状況を実査確認しモニタリングを強化すること。【改善事項】

イ 基本協定書第49条（連絡調整会議の設置及び運営）に基づく連絡調整会議の記録が残されていない事例が見受けられた。指定管理者に対して行った指導や打ち合わせの記録を文書にして残すこと。【改善事項】

(4) 相談窓口について

利用者にとって、母子・父子福祉センターと家庭児童相談室のどちらに相談すべきなのかがわかりにくい。それぞれの役割分担を整理し、協定書・仕様書の内容を見直すこと。その上で、案内表示などを改良し、利用者にとってわかりやすい相談窓口とすること。

【改善事項】